

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和六年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町川角二丁目四七二番一、四七二番四の一部、四八六番二の一部、四八六番三の一部、四八七番二の一部、四八七番四、四九〇番一、四九〇番二の一部、四九一番一、四九一番二、四九一番三、四九二番二、四九二番五、四九二番六、四九三番一の一部、四九五番、四九六番一、四九六番二、四九六番三、四九六番四、四九七番一の一部、四八六番二地先から四八六番三地先里道、四八八番地先から四九一番三地先里道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡熊野町初神一丁目一〇番八号

株式会社 熊野技建

代表取締役 小田原 卓哉